

福島県後期高齢者医療広域連合公告第3号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び同法第21条の規定による女性の職業生活における活躍に関する情報は、別紙のとおりである。

令和8年7月21日

福島県後期高齢者医療広域連合長 馬場 雄基



令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合における女性活躍推進法に基づく取組等

1 職業生活に関する機会の提供に係る取組

(1) 職員の男女の給与の額の差異

ア 全職員に係る情報

区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	令和7年度	令和6年度
任期の定めのない常勤職員※1	95.1%	95.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員※2	73.3%	94.7%
全職員	81.8%	82.6%

※1 県及び市町村派遣職員

※2 任期付職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

① 役職段階別

区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—	16～20年	—
31～35年	—	11～15年	—
26～30年	—	6～10年	—
21～25年	—	1～5年	—

【説明欄】

【男女の給与の差異の主たる要因】

女性と比べ、男性が給料の特別調整額（管理職手当）、扶養手当等を多く受給していること、任期の定めのない常勤職員以外の職員に女性が多いことが要因として挙げられる。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	目標値	令和7年度	令和6年度	令和5年度
管理的地位にある職員	<u>25%以上</u>	25%	25%	50%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	目標値	令和7年度
部長相当職・次長相当職	<u>目標設定</u> <u>なし</u>	50%
課長相当職		0%
課長補佐相当職		該当なし
係長相当職		33%

(4) 職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	目標値	令和7年度	令和6年度	令和5年度
任期の定めのない常勤職員※		43%	35%	39%
任期付職員		50%	50%	0%
暫定再任用職員		100%	100%	100%
会計年度任用職員		100%	100%	100%
派遣労働者		80%	100%	100%
総計	<u>40%以上</u>	58%	56%	56%

※県及び市町村派遣職員

2 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

ア 男女別の育児休業取得率

区分		目標値	令和7年度	令和6年度
任期の定めのない 常勤職員※ ₁	男性	目標設定 なし	—	—
	女性		—	—
任期の定めのない 常勤職員以外の職員※ ₂	男性		—	—
	女性		—	—

※₁ 県及び市町村派遣職員

※₂ 任期付職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員

イ 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

令和7年度	任期の定めのない 常勤職員※		任期の定めのない 常勤職員以外の職員※ ₂	
区分	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月以上3月以下	—	—	—	—
3月以上6月以下	—	—	—	—
6月以上9月以下	—	—	—	—
9月以上12月以下	—	—	—	—
12月以上24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

※₁ 県及び市町村派遣職員

※₂ 任期付職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員

【説明欄】

育児休業取得対象者なし。

(2) 管理的地位にある職員以外の職員※一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

	目標値	令和7年度	令和6年度	令和5年度
月平均超過勤務時間	<u>9時間以下</u>	10.6時間	9.4時間	7.6時間

※県市町村派遣職員、任期付職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員、派遣労働者

(3) 職員※の年次有給休暇の取得状況

	目標値	令和7年度	令和6年度	令和5年度
年間平均取得日数	<u>12日以上</u>	12.2日	11.4日	14.7日

※年次有給休暇が20日以上付与された者のみ